

第65回農地総会議事録

開催日時	令和4年11月7日（月） 午後3時30分から	
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室	
出席委員	• 大崎 恭寿・池澤 誠・植田 俊博・加藤 孝幸・中島 義幸・久保田 彦昭 • 森田 浩明・大野 哲・中島 正根・前田 真作・上田 博・久保 壽美男 • 川澤 一博・西本 統洋・廣井 千里・竹内 佳代・中村 富貴・矢野 強 以上18名	
欠席委員	• 山本 和正 以上1名	
事務局出席者	• 近森事務局長・永野次長・竹内係長・川澤主任・岡本主査補 以上5名	
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 ① 所有权移転 ② 貸借権設定 ③ 中間管理権設定 ④ 中間管理権設定・一括方式 議案外（報告） ① 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件 ② 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件 ③ 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ④ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤ 非農地証明願の件 ⑥ 農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件	
備考【添付書類】	<input type="checkbox"/> 第65回農地総会議案書 <input type="checkbox"/> 現地案内図 <input type="checkbox"/> 令和4年度 今後のスケジュール（予定）	

開 会 議 長	(上田博が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時30分)) ただいまより第65回農地総会を開催いたします。
委員出欠状況報告 議 長	欠席委員の報告を行います。山本和正委員、1名の欠席連絡が入っております。 委員総数19名中18名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長	総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
委 員 議 長	(異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は西本統洋委員と矢野強委員の2名にお願いいたします。
議 事 議 長 川澤主任	只今から、議案の審議を行います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より議案の説明をお願いします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 今日は継続審議案件を含めて13件の申請が出されております。議案書は3ページをご覧ください。 案件1は、第64回農地総会でご審議いただきました、字イヤノ本の3筆について、農地性が認められなかったことから、保留となっていた案件です。 本案件につきまして、11月2日に一部取下願が提出され、字イヤノ本の3筆については申請が取下となっております。取下願につきましては来月の農地総会でご報告いたします。一部取下のため、議案書3ページのみの差し替えを本日お手元にお配りしておりますのでご覧ください。お配りした差替えの議案書で説明させていただきます。 申請内容は、円行寺、登記地目田、現況畑、859m ² 外8筆、合計3,875m ² を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1-2をご覧ください。ピンクが申請地です。なお、No.1-1につきましては取下となった3筆です。 本件申請地は1筆を除いて、令和3年度に別の方を譲受人として第3条許可を受けておりましたが、売買が取りやめになったことにより取消願が提出されております。

また、本件譲受人は香美市に居住しているため、香美市の農地台帳が添付されております。耕作状況について香美市農業委員会に照会し、全て耕作中との回答を得ております。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、同居している父が所有している農地を全て耕作しており、申請地ではソバ・大豆・イモを栽培する予定とのことです。

農機具については、耕耘機を1台所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えることです。

譲受人の現在の経営面積は $2,585\text{ m}^2$ ですが、本案件が許可となりますと合計 $6,460\text{ m}^2$ となり、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして、案件2は、池、登記地目田、現況畑 502 m^2 外1筆、合計 634 m^2 を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

なお、本件申請地は、先月の農地総会で申請地の草刈りが完了していないことから保留としていた案件と同一となっております。先月の農地総会の後、保留案件の取下願とともに前譲受人の子を申請者として改めて申請があったものです。取下願につきましては、のちほど、議案外の案件としてご報告いたします。

現地案内図はNo.2-1とNo.2-2をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、申請地では栗を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクター等11台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えることです。

申請地につきましては、草刈り等を行うよう指導しておりましたが、10月31日に草刈が完了した旨の報告があり、同日、中島義幸農業委員と北川農地利用最適化推進委員および事務局で現地調査をしたところ、草刈をした形跡がありました。現地の状況は、本日お手元にお配りしました写真のようになっておりますのでご報告いたします。

続きまして、議案書は3ページから4ページに跨ります案件3から案件6の4件は、譲受人が同一の案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件3は、仁井田、畑、 760 m^2 を、案件4は、仁井田、畑、 $4,791\text{ m}^2$ 外1筆、合計 $8,007\text{ m}^2$

を、案件5は、仁井田、畝、2,428 m²を、案件6は、仁井田、畝、697 m²外4筆、合計5,684 m²を、それぞれ譲受人が売買により所有権を移転するという内容の申請です。

このうち、案件6の申請地は以前、別の第三者を譲受人として農地法第3条許可申請が出され、令和2年10月7日と11月9日に開催した第40回、第41回農地総会の2回に渡ってご審議いただき、許可となっていましたが、売買契約が白紙となり所有権移転が行われませんでした。許可後に改めて別の方を譲受人として、農地法第3条許可申請が出されることについて、違法性はないことを事務局が高知県に確認しております。

現地案内図はNo.3、6-1とNo.4、5、6-2をご覧ください。黄色が案件3の、緑が案件4の、赤が案件5の、ピンクが案件6の申請地です。

事務局が申請者代理人から聴き取りした内容は、譲受人は土佐市で運送会社を経営しており、申請地ではドクダミを栽培する予定で、上部で営農型太陽光発電施設の設置を計画しているとのことです。

ドクダミは耕作条件をあまり問い合わせませんが、水が必要となるとのことです。水につきましては、譲受人が経営する会社がトラック及び散水車を保有しているので運搬してくれるとのことです。

申請地の耕作につきましては、譲受人も参加しますが、以前より個人で所有している農地の管理を使用人が行っており、本件申請地においても使用人の方が現場責任者のようになるとのことです。

なお、ドクダミの栽培につきましては、徳島県に本拠地を置く「あたらしや」という会社の子会社である「あたらしやアグリバイオ」という会社がノウハウを持っており、ドクダミを使った健康食品等の開発・販売の他、営農型も含む太陽光発電事業等を行っている企業で、ドクダミの買取りもしてくれるとのことです。

それでは申請書の別添資料の説明に移ります。

譲受人は現在、所有している土佐市の農地を全て耕作及び保全管理しており、申請地では先程ご説明したとおりドクダミを栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクター等10台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、先程ご説明したとおり農業従事者1名を雇用しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、ドクダミは基本的に農薬を使用しませんが、使用する場合は地域の防除基準に従うほか、太陽光発電施設の下部にてドクダミを栽培し、雑草が繁茂するのを抑えるので近隣農地への影響は少ないと考えるとのことです。

なお、譲受人の所有農地は全て土佐市にありますので、土佐市に耕作状況について照会したところ、耕作不利地を除いて全て耕作または保全管理されている、との回答を得

ております。

続きまして、議案書4ページから5ページにまたがります案件7は、久礼野、登記地目：田、現況：畝 1,079 m²を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

なお、本件申請地は、先月の農地総会において、譲受人の自作地に草刈ができるない土地があるため、審議を保留としていた案件と同一となっております。農地総会の後、取下願と同時に、前譲受人の子どもを申請者として改めて申請があったものです。取下願につきましては、のちほど、議案外の案件としてご報告いたします。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在、所有している農地を全て耕作しており、申請地では、栗を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、トラクターなど11台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

なお、申請地につきましては、草刈等を行うよう指導しておりますが、現時点で草刈が完了した旨の報告は入っておりません。

続きまして、議案書5ページの案件8は、大津乙、田 300 m²、外1筆、合計 574 m²を、譲受人の自宅が申請地に隣接していることによる耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は現在所有している農地を全て耕作しており、申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えることです。

続きまして、案件9は、春野町弘岡中田、433 m²外1筆、合計 936 m²を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は所有又は借り入れしている農地を全て耕

作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定のことです。

農機具については、耕耘機など6台の大農機具を所有していることです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に息子も農業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、水稻栽培が主な地域のため、周辺農地に支障を及ぼす恐れはないと考えることです。

続きまして案件10は、春野町西分、畠、 107 m^2 外3筆、合計 647 m^2 を、親子間の生前贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.10をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人の経営面積については、仕事の傍ら実家の農作業に従事しているため、2親等以内の親族である譲渡人の父親の耕作面積を記載しております。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、果物の柿、野菜を栽培する予定とのことです。

農機具の保有状況については、譲渡人である父親の農機具を使用しているとのことです。

譲受人は、農作業に従事しており、他に妻も農業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、取得する農地の周囲は水稻作地帯と畠であり、柿や野菜を栽培するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件11は、春野町東諸木、田、 $1,153\text{ m}^2$ を、譲受人の経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.11をご覧ください。ピンクが申請地です。

なお、譲渡人である破産管財人については、裁判所の選任証明書が添付されており、破産管財人に選任されていることを確認しております。

また、譲受人はいの町に居住しており、耕作面積を証明する書類として、いの町農業委員会が発行した耕作証明書が添付されております。

申請書の別添資料によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定とのことです。なお、譲受人の経営農地は、いの町にあることから、いの町農業委員会に耕作状況について照会したところ、耕作または保全管理されているとの回答を得ております。

農機具の保有状況については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事しており、他に夫も農業に従事してい

るため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地の周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を栽培するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、議案書は6ページから8ページにまたがります案件12は、春野町仁ノ、登記地目田、現況畠、310m²外46筆、合計20,074m²を、新規営農のため売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.12をご覧ください。ピンクが申請地です。

なお、譲受人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付していただいております。

耕作計画書及び申請書の別添資料によりますと、譲受人は、実家の農業を手伝っていたことがあり、2年程前から申請地で栗の栽培を手伝っていたとのことで、今回の申請地では引き続き、栗を栽培する予定であるとのことです。

農機具については、草刈り機など7台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農作業の経験があり、農業に常時従事する予定のため、効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、周辺農地に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人の経営面積は0m²ですが、本案件が許可となりますと経営面積は20,074m²となり、下限面積要件を満たすこととなります。

続きまして案件13は、春野町森山、田、687m²外2筆、合計5,328m²を、親子間の生前贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図は、No.13-1と13-2をご覧ください。ピンクが申請地です。

なお、譲受人の経営面積は0m²のため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書及び申請書の別添資料によりますと、譲受人はこれまででも、譲渡人である母親の農作業の手伝いをしており、申請地ではこれまでと同様に野菜を栽培する予定であるとのことです。

農機具の保有状況については、噴霧器など2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は、農作業の経験があり、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、取得後もこれまで通りの作物を栽培するため、特に影響がないと考えるとのことです。

なお、譲受人の経営面積は0m²ですが、本案件が許可となりますと経営面積は5,328

	<p>m^2となり、下限面積要件を満たすこととなります。</p> <p>以上、案件 7 については、申請地の草刈りが完了し農地性が認められれば、農地法第3条第2項各号には該当しなくなるため、また、その他の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、全ての申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認いただいております。</p> <p>以上で第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の、加藤委員長から報告をお願いいたします。</p> <p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、取り下げとなつたイヤノ本の3筆については草刈りが完了していませんが、それ以外の筆については問題がないと判断しました。問題の3筆が取り下げられたということで、本案件は、許可相当と判断しております。</p>
議長	<p>続いて第二事前審査会の、森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件2については、事前審査会の段階では、現地の草刈りができておりませんでしたが、その後、草刈りが完了したとの報告をいたしております。このため、案件2については、許可相当と認めます。</p>
	<p>また、案件3から案件6については、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて第三事前審査会の、中島副委員長から報告をお願いいたします。</p>
中島(正)委員	<p>案件7については、事務局からの説明のとおり、現地の草刈りができていないため、申請者に草刈を指導し、現地が耕作できる状況になっていない場合は保留とするのが妥当であると判断しました。</p>
	<p>また、案件8については許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて第四事前審査会の、川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件12については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の報告を踏まえて審議したところ、「申請地について転用の計画があるという話を聞いているが、もし、すぐに転用する計画があるならば、今、3条許可をすることの是非に関わるので、耕作目的に間違いないか、なお確認したい」との意見がありました。</p> <p>そうした意見を踏まえ、審議した結果、事務局より譲受人の今後の現地の利用計画を再度、確認してもらい、耕作目的の権利取得に間違いない場合は、許可相当であると判断しました。</p>
	<p>また、案件9から案件11と、案件13については、許可相当と認めました。</p>

議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。</p> <p>事務局から補足があればお願ひします。</p>
竹内係長	<p>事前審査会の段階で許可相当になつてない案件は、まず案件 7 と、それから事情の確認をしてもらいたいということで、ご意見がありました案件 12 でございますので、この 2 件についてご報告をいたします。</p> <p>案件 7 につきましては、事前審査会の現地の草刈りを行うよう指導しており、「草刈りをいたします。」ということでご返答いただいておりましたが、先ほど担当からご説明のあったとおり、まだ草刈りができない状況でございます。なお、申請者の方に確認しましたところ「実は人に頼んで草刈りするようになつていて、まだそれができないです。」というご返答でございましたのでご報告をいたします。</p> <p>そして案件 12 の方でございますけれども、地区の推進委員さんの方から、「現地について「太陽光発電にしたい」という話も聞こえているけれども本当のところはどうなのでしょうか」というようなお話をされましたので、確認いたしました。</p> <p>確認してほしいと言われた内容につきましては、譲受人の方が太陽光発電を行うのか、あるいは、そうでないとしても、どういった立場の方なのか、ということが 1 点と、今後耕作を行う計画があるのかどうかについての 2 点を確認してほしいということでした。</p> <p>当該の土地につきましては、仮登記がついている状態でございます。</p> <p>仮登記につきましては、ある法人が仮登記をつけているということですけれども、今回の譲受人の方につきましては、かつて法人の役員であったけれども、今はその法人から離れており、今はその会社の役員であるとか社員であるとかの関係はない、ということでございます。</p> <p>また、現地の今後の利用計画につきましてですが、今後、もし耕作ができなくなつた場合には、太陽光発電というようなことも考えとしてはあるけれども、少なくとも、転用を行うとすれば、この現地案内図を見ていただきましたら分かりますが、ちょっと歯抜けの形になっておりますので、こうしたところが一体で行えるようにならなければ、太陽光発電への転用というのは、ちょっと難しいと思いますのが、もし、この土地の所有者の方が売つていただけるようになったら行うことなので、「今すぐにそういう計画が具体的なものとしてあるというわけではない」という回答でございました。</p> <p>少なくとも、すぐ話がまとまったとしても、もし転用の計画が出てくるとしたら 2 ~ 3 年先の話になると思いますので、それまでは栗を引き続き栽培したいと考えております、ということでしたのでご報告をいたします。</p>
議長	事務局からの報告がありました。委員の皆様から、ご意見や、ご質問がございました

	らお願いいいたします。他にご意見やご質問はないでしょうか。
大野会長	この仁井田の営農型太陽光発電ですが、耕作はドクダミを栽培するということで、ドクダミの栽培に関する、いわゆる農業的知見についてはどこが保証しますか。
竹内係長	おそらくですが、担当からの説明にもありましたけど、徳島県にあります「あたらしや」という会社であるとのことと、こちらの方でドクダミの生産及び買取りから加工とか販売というところまでお世話しますということで聞いております。
大野会長	農業的知見については、徳島県の会社が高知へ来て同じようにできるというものではないのではないかでしょうか。やっぱり高知県の農業技術者が、ドクダミについて指導をするということで、営農をちゃんと保証してやるべきじゃないでしょうか。
竹内係長	おっしゃるとおりの部分もあろうかとは思いますけれども、その内容については5条許可申請が出てきたときのお話になろうかなと思っております。
	少なくとも今現在出てきている申請につきましては、今後、転用計画のお話があるとしても、必ずしも許可になると限ったものではございません。転用計画が許可にならない場合でも、ドクダミを栽培するということでございますので、一旦そういう申請内容でのご審議をいただきたいと思います。
大野会長	それは違うのでは。5条許可申請を出してくる前提での3条申請でしょう。今の状態でも営農型太陽光の場合は、県が許可をするのは3年間の期間を定めて一旦許可をしていると思います。その間の成績をどこが保証しますかという話を僕は聞いております。
竹内係長	その5条許可申請が出てきた時には、何も上に遮蔽物がない場合にどれぐらいの収量がありますということのデータ、それから遮蔽物があって光量が何ルクスから何ルクスに落ちた場合に8割の収量が確保できると思われますというデータを出していただかないといけないのですが、一応これについては、今聞いているところでは、その「あたらしや」さんの方がデータを持っているということです。そのデータが県の審査で、それこそ大野会長がおっしゃられたように高知県の会社ではありませんので、現地の状況と比較して、そのデータそのまま使えるのかどうかというのは、その段階で判断は県の方にしていただいたらとは思っています。
大野会長	ということは、今のところまだ太陽光発電をやる予定はないということでしょうか。5条許可申請が出てこないということでしょうか。
竹内係長	太陽光発電はやる予定はありますけれども、下部で耕作する方が今回の譲受人さんでございますので、今回の3条許可申請は太陽光発電の話とは一旦切り離していただいて、あくまで、今回の申請の内容で、3条許可要件を満たすかどうかをご審議いただく必要があるのではないかと考えます。営農型の転用許可申請自体はまだ出でていない

	状態ですので、営農型太陽光発電の下でも営農できるのかどうかは、転用の申請のあつた時に審査しないといけないのではないかでしょう。
	いずれにしろ、その時には、知見を有する者の意見書も出てきますので、今回の3条申請で、そこまで含んで審査をすることには、問題があるように思います。
大野会長	わかりました。わかりましたけど、ドクダミを耕作するということですが、いわゆる農業的な成育の見通しとか色々なことをはっきりさせて、この辺のところは委員会としても内容を整理しておかないといけないのでないでしょうか。おそらく営農型の申請も出てくると思いますので。その調査の方を、またよろしくお願いします。
竹内係長	かしこまりました。
議長	他にご意見、ご質問ないでしょうか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。
	案件7については、申請地の草刈りができていないとのことです。このため、案件7は、次の事前審査会までに是正をするよう指導して、今月は保留とすることとします。
	また、それ以外の案件につきましては、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(意見・質問なし)
竹内係長	色々と議論もありましたので、今回は賛成の方は挙手していただいてはどうでしょうか。
議長	賛成の方の挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	全員賛成です。ありがとうございました。それではそのように決定いたします。
	続きまして、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請の件です。
	事務局より説明をお願いいたします。
川澤主任	第2号議案農地法第5条の規定による許可申請の件。
	今月は6件の申請が出されております。議案書は11ページをご覧ください。
	案件1は、福井町、畑、105m ² 外3筆、合計250.13m ² を、露天駐車場に転用するため、所有権を移転するという申請です。
	現地案内図はNo.14をご覧ください。ピンクが申請地です。
	本件申請地は市街化区域と市街化調整区域に跨っており、東側の約3分の1が市街化区域、西側の約3分の2が市街化調整区域となっております。申請地の一部が市街化調整区域となる場合は、県許可が必要となります。
	農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、甲種、1種、3種、い

いずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、①と書いている資料をご覧ください。

資料1枚目の事業計画書によりますと、譲受人の有限会社高知ビルハウスは、高知市内で不動産業を営んでいる法人で、申請地を選んだ理由としては、住宅地域に隣接しており、自動車を複数所有する家庭の需要が見込めることから、月極駐車場としての利用を計画し、今回の転用申請に至ったとのことです。

資料2枚目の計画平面図をご覧ください。

転用計画としましては、乗用車6台分の露天駐車場に転用する計画で、北側市道から里道を横断して進入する計画となっており、里道の工事等については許可済みであることを確認しております。

造成計画は、資料3枚目の断面図のとおり、北側市道の高さまで最大1.7mの切土をし、駐車場部分は碎石敷きで、残地部分は、わら芝張り付けとする計画となっております。

発生する排水は雨水のみで、碎石敷きと、わら芝仕上げのため、自然浸透で処理することとしております。

申請地周辺の状況は、北側は里道・市道を挟んで宅地、東側は宅地と農地、南側は宅地と農地、西側は農地となっており、農地所有者からは同意書を取得しております。

添付書類として、譲受人の法人の定款の写しが添付されております。

資金証明書類については、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、転用に必要な資金を賄えることを確認しております。

地区の土木委員の意見につきましては、赤線の機能に影響はないので特に問題ないとのことです。

続きまして、案件2は、仁井田、畠、1,032m²の内255.80m²を、譲受人が営んでいる建設業の資材置場を拡張するため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.15をご覧ください。赤線が申請地の筆の形状を示しており、ピンクが申請地、緑で塗った所が一体利用地となる譲受人が経営する事務所及び資材置場です。

農地の区分につきましては、令和4年8月23日付けで農用地区域から除外されており、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料の内、②と書かれている資料をご覧ください。

事業計画書によりますと、申請地が必要な理由としましては、譲受人は申請地の隣地を資材置場として利用しておりますが、事業を進めていくにつれて必要となる足場材等の量が増加し、保管場所が足りない状況となっているとのことです。申請地を選んだ理由としましては、現在の資材置場の隣地であり、最適地として選定したことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧下さい。

転用計画としましては、申請地は一体利用地より50cmほど低いのでスロープを新設し、車両の移動及び作業用スペース、足場等の資材置場に転用する計画です。

造成計画につきましては、切り土、盛り土は行わず、整地計画につきましては、平らになるように整地する計画です。

進入計画については、一体利用地南側に隣接する市道から事業所内を通り、申請地内に新設するスロープを通って進入する計画となっております。

排水計画については、発生する排水は雨水のみで、全面自然浸透させる計画となっております。

続きまして、申請地周辺の状況についてご説明します。申請地北側は宅地及び雑種地、西側と南側は譲渡人の農地、東側は一体利用地の雑種地となっており、申請地周囲の農地は譲渡人の農地であるため、周囲に悪影響を及ぼす恐れはないものと考えます。

続きまして、その他の添付書類についてご説明します。

資金証明書類については、譲受人名義の金融機関の残高証明書が添付されており、本件転用に必要な資金を貯えることを確認しております。

法人関係書類につきまして、法人登記が提出されております。

土木委員の意見については、申請地の北に隣接している赤線の機能上、特に影響はないので確認不要である旨を担当区域の農地利用最適化推進委員に確認しております。

続きまして、議案書11ページの案件3と議案書12ページの案件4は、貸人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

春野町弘岡下、畠、746m²のうち476.22m²を、農家住宅に転用するため、各案件の借人2名が持分2分の1ずつ使用貸借権を設定する申請となっております。

なお、案件3と4の借人は夫婦であり、案件3の借人が貸人の孫に当たります。

現地案内図はNo.16をご覧ください。赤線で囲んだ部分が筆全体の形状で、そのうちピンクが申請地になります。

農地の区分につきましては、農用地区域の指定を受けておらず、農地の種別につきましては、甲種、1種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であることから、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、③と書いている資料をご覧ください。

資料1枚目の事業計画書によりますと、借人は現在、借家住まいをしており、手狭となってきたことと、家族間の相互扶助等を考慮し、実家に近い祖母所有の申請地を選んだ、とのことです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としては、建築面積 99.37 m²の木造平屋建て住宅1棟、自家用駐車場2台分、来客用、農業用車両用駐車場各1台分などに転用する計画となっております。

造成及び整地計画については、大雨の際に山からの水で浸水したことがあるため、敷地の一部を北側道路の高さまで最高 78.1 cm嵩上げの上、擁壁で囲み、スロープを設置する計画で、嵩上げしない部分については、駐車場などに利用し、表層は碎石敷とする計画です。

進入路については、南側に隣接する市道から進入する計画となっており、進入路部分及び北側道路部分のセットバックを行う計画です。

排水計画については、生活排水は合併処理浄化槽を経て、貸人所有の北側私設水路に放流後、貸人及び北側隣地所有者と共有の私設水路を経由して、南側市道側溝に排水する計画です。貸人所有の北側水路への排水同意については、排水同意書が添付されており、貸人と東側隣地所有者と共有の水路については、東側隣地所有者からの排水同意書が添付されております。また、南側市道側溝への排水同意書が添付されております。

次に、申請地周辺の状況についてご説明いたします。

申請地東側は申請地残地を挟んで宅地、西側は申請地残地、道路を挟んで宅地、南側は道路を挟んで山林、北側は道路を挟んで宅地となっており、申請地周辺に農地はありません。

他法令の手続きとして、申請人が農家住宅の建築条件を備えていることを、都市計画課と協議済とのことです。

その他の添付書類として、資金証明書類については、転用に必要な資金を賄える金額の金融機関の融資見込証明書が添付されておりますが、夫の単名での証明書となっているため、融資元と妻との契約が連帯保証契約となっており、夫単名での証明書となっていることと、返済に関しては共同で返済することとなっている旨の申立書が添付されております。

また、地区の土木委員の意見につきましては、「転用に関して意見はない」との回答を事務局にて確認しております。

案件3と4については以上です。

続きまして、案件5と議案書13ページにまたがります案件6は、貸人が同一の関連案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

春野町芳原、畠、143m²外2筆、合計567m²を、農家住宅に転用するため、各案件の借人2名が持分2分の1ずつ使用貸借権を設定する申請となっております。

なお、案件5と6の借人は親子であり、息子のみでは転用に必要な資金の融資を受けることができなかつたため、父親と息子の連名での申請となっております。

現地案内図はNo.17をご覧ください。ピンクが申請地です。

農地の種別につきましては、申請地は農用地区域の指定を受けておらず、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えており、区域内の農地であることから、第3種農地と判断しております。

それでは、事業計画についてご説明いたしますので、本日お配りしております資料のうち、④と書いてある資料をご覧ください。

資料1枚目の事業計画書によりますと、借人両名は親子であり、息子は申請地に隣接する両親の住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭になつたため、父所有の申請地に住宅を建築することとしたとのことです。

なお、資金の借入に際し、父と連名で融資を受けることとなりましたが、建築した住宅には息子と妻子が居住することです。

続きまして、2枚目の土地利用計画図をご覧ください。

転用計画としては、建築面積72.25m²の木造2階建住宅1棟、自家用駐車場2台分、農機具置場、物干し場等に転用する計画となっております。

造成計画については、現状の畠表土をすき取り、現状の高さ以内で砂利及び碎石を敷均す計画となっており、整地計画については、駐車スペースはコンクリート舗装とし、それ以外は砂利敷きとする計画です。

進入路については、東側の里道から進入する計画となっており、進入に際し、道路側溝を横断しますが、水路は市道に敷きこまれており、新たに蓋掛けや占用許可を得る必要はないとのことです。

排水計画については、雨水は自然浸透及び申請地西側の既存水路に排水する計画で、生活排水は東側市道の農業集落排水に接続する計画となっております。申請地西側の既存水路への排水同意については申請中となっており、農業集落排水への接続については協議済となっております。農業集落排水への接続にあたつての道路占用および工事許可については申請中となっております。

次に、申請地周辺の状況についてご説明いたします。

申請地東側及び西側は里道、水路を挟んで宅地、南側は宅地、北側は宅地及び畠とな

	<p>ておりますが、畠の所有者からの同意書が添付されております。</p> <p>他法令の手続きとして、申請人が農家住宅の建築条件を備えていることを、都市計画課と協議済とのことです。</p> <p>その他の添付書類として、資金証明書類について、申込人が父名義の融資見込証明と、息子が連帯債務者となり、共同で返済する旨が記載された申立書が添付されております。また、自己資金として、住宅メーカーに支払い済の領収書が添付されており、転用に必要な資金を貯えることを確認しております。</p> <p>地区の土木委員の意見につきましては、住宅密集地であり、住宅を建築しても特に問題はないとのことです。</p> <p>以上で第2号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第一、第二、第四事前審査会です。</p> <p>第一事前審査会の、加藤委員長から報告をお願いいたします。</p>
加藤委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて第二事前審査会の、森田委員長から報告をお願いいたします。</p>
森田委員	<p>案件2については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>続いて第四事前審査会の、川澤副委員長から報告をお願いいたします。</p>
川澤委員	<p>案件3から案件6については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認を踏まえて審議した結果、許可相当と認めました。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p>
中島(正)委員	<p>それでは審議に入ります。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p> <p>審議内容外のことですが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>中島委員。</p>
中島(正)委員	<p>審議外のことですので、先に審議はすませていただいてかまいせん。そのあとでちょっと。</p>
議長	<p>それでは審議を先にいたします。他にご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。</p>
	<p>案件1から案件6については、許可相当との意見を付して、申請書を県知事に送付することとしますが、ご異議ありませんか。</p>
委員長	(異議なしの声あり)
議長	そのように決定いたします。それでは中島委員。

中島（正）委員	すみません。ちょっとわかりにくいので、意見ですが、事業計画書については、様式について書く項目が決められていると思いますが、これ行政書士さんが、この項目を決めて出してくるわけですか？
竹内係長	事務局よりお答えいたします。事業計画書については、必ずこの様式ではないといけないというわけではありませんが、この様式自体は、県の農業基盤課が作ったものでございまして、これを行政書士さんでしたり、申請者ご本人さん等にお渡しをして、様式へ記載をしていただくという形になっております。
中島（正）委員	<p>意見ですが、例えば案件3と案件4の事業計画書ですよね、書いている内容のことはちょっと分かりませんけど、例えば隣地の状況とかですね、3番と4番は若干違うようになりますし、最後の「その他」のところですけれど、「その他」のところが、該当するところだけ記載しているか分かりませんけど、それでよろしいでしょうか。</p> <p>それから、土木委員の意見ですね、意見と言いますと、もう少し何か工夫していただき、「高知市はこういう内容を確認してほしい」という内容を様式に追加したら、分かりやすいのではないかでしょうか。例えば土木委員の意見も最適化推進員が確認の必要ないということで、意見はないと言うことになっておりますが、土木委員さんにも立場がありますから、一応土木委員さんに意見を確認しておく、というように統一したらといいますか、そのようなルールがもう少しあっても良いように感じただけです。意見でございます。そうして欲しいとは言いません。意見でございます。</p>
竹内係長	<p>ご意見ありがとうございました。またちょっと土木委員さんや、あるいは改良区について、もう少し分かりやすく、書類上でも分かりやすい方がいいのではないかというご意見もありますので、ちょっと内容を検討させていただきます。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。</p> <p>今月は、所有権移転、貸借権設定、中間管理権設定、中間管理権設定・一括方式がありますが、すべて一括して審査いたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p>
川澤主任	<p>① 所有権移転。今月は5件の申請が出されております。</p> <p>議案書16ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。</p> <p>今月は、所有権の移転をする者が5人で延べ5人、所有権の移転を受ける者が3人で延べ5人、所有権移転を行う農地は田が22筆で7,483.73m²です。</p> <p>それでは、案件の説明をいたしますので、議案書は17ページをご覧ください。</p> <p>案件1と2は、譲受人が同一の案件となっておりますので、まとめてご説明いたしま</p>

す。

案件1は、令和2年9月8日に、案件2は平成30年1月23日に、それぞれ譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和4年10月5日にJA高知市大津支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまったものです。案件1は、高須、田、195m²を売買により、案件2は布師田、田、889m²を、売買により所有権を移転するものです。

なお、案件2の申請地は、別の方と貸借権を設定しておりましたので、本件申請とともに、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約通知を提出して解約手続きをしております。合意解約通知については、後ほど議案外の案件として、ご報告いたします。

続きまして、議案書18ページの案件3は、布師田、田、765m²、外2筆、合計2,235m²を売買により所有権を移転するものです。令和4年3月9日に譲渡人より売りたいとの申し出があり、令和4年10月12日にJA高知市布師田支所にて、農地等あっせん相談員立ち合いのもと、話がまとまりました。

続きまして、議案書19ページに跨がります案件4と、議案書19ページから20ページに跨がります案件5は、いずれも農地中間管理機構が行う農地売買等事業による売買の内容となっております。

今回の申出は、農地の所有者から公社が引き受ける段階の手続きとなります。両案件が妥当なものと決定されると、来月以降、公社から最終買受人への所有権移転の申請がなされることとなります。

それでは案件の内容についてご説明いたします。

議案書19ページに跨がります案件4は、春野町弘岡上、田、9.91m²外11筆、合計1,656.73m²を、議案書19ページから20ページに跨がります案件5は、春野町弘岡中、田、843m²外4筆、合計2,508m²の土地について、それぞれ高知県農業公社が所有権を取得する内容の申請です。なお、議案書に記載している金額は、売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

案件4の最終買受人は施設花卉を、案件5の最終買受人は野菜を栽培する予定となっております。

① 所有権移転については以上です。

続きまして、②貸借権設定についてご説明いたします。

今月は17件の申請が出されています。内訳は、利用権の新規設定が3件、更新設定が14件となっております。

議案書23ページに、貸借権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。今月は、利用権を設定する者が18人で、延べ18人、利用権の設定を受ける者が11人で、延べ18人となっております。

土地の内訳は、田が 36 筆で 24,621.61 m²、畑が 1 筆で 2,379 m²、合計 37 筆で 27,000.61 m²です。

設定の内訳は、新規設定が 6 筆で 6,264 m²、更新設定が 31 筆で 20,736.61 m²となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

利用権設定の開始日は、全て令和 4 年 12 月 1 日となっております。

それでは、新規設定の案件のみご説明いたします。

議案書 24 ページをご覧ください。案件 1 は、仁井田、畠、2,379 m²を、3 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。なお、借人は南国市に居住しているため、南国市農業委員会の経営証明書が添付されております。また、代理人によりますと、本案件が公告され次第、南国市に農地法第 3 条許可申請を行う予定であるとのことです。

続きまして、議案書 31 ページをご覧ください。案件 15 と案件 16 は借人が同一の関連案件となっております。

案件 15 は、春野町弘岡下、田、489 m²外 2 筆、合計 1,542 m²を、15 年間貸すという使用貸借権の新規設定で、案件 16 は、春野町弘岡下、田、1,246 m²外 1 筆、合計 2,343 m²を、1 年間貸すという使用貸借権の新規設定です。

なお、案件 15、案件 16 の両案件ともに未相続地となっておりますが、貸人相続人の同意について、全員の同意があることを事務局にて確認しております。また、両案件の借人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書が添付されております。耕作計画書によりますと、申請地では、キュウリ、野菜を栽培する予定であるとのことです。

② 貸借権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理機構が中間管理権を設定して農地を借り受ける件について、ご説明いたします。

今月は 2 件の申請が出されており、何れも新規設定となっております。議案書 35 ページに、中間管理権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 1 人で延べ 2 人、利用権の設定を受ける者が 1 人で延べ 2 人となっております。

土地は、田が 2 筆で 1,972 m²となっております。

期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

開始日は令和 4 年 12 月 1 日となっております。議案書 36 ページをご覧ください。

案件 1 と 2 は、貸人が同一の案件となっておりますので、まとめてご説明いたします。

案件1は、大津甲、田、948m²を、案件2は、大津甲、田、1,024m²を、それぞれ3年間、公社が借り受けるという、賃貸借権の新規設定です。貸付予定者は、それぞれ現地で水稻を栽培する予定であるとのことです。

なお、両案件の申請地は未相続地となっておりますが、相続権者の内、持分が2分の1を超える方からの同意があることを、事務局にて確認しております。

中間管理権設定については以上です。

続きまして、④中間管理権設定・一括方式についてご説明いたします。

今月は3件の申請が出されており、全て更新設定となっております。

議案書39ページに、中間管理権設定・一括方式の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が4人で延べ6人、利用権の設定を受ける者が3人で延べ6人となっております。

土地は、田が3筆で3,643m²、畑が6筆で3,588m²となっております。

期間別の内訳および下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

案件については、議案書40と41ページをご覧ください。申請の内容は全て更新設定ですので、案件の説明につきましては省略いたします。

なお、案件2につきましては、土地所有者と最終貸付人との間に覚書が取り交わされております。本日、机上配布しておりますのでご確認ください。

以上、更新の案件も含めまして計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

全ての案件について、本日の農地総会で、計画が妥当なものと決定されると、令和4年12月1日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議長 説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

森田委員 案件が第二、第三、第四事前審査会です。

第三事前審査会の、森田委員長から報告をお願いいたします。

議長 貸借権設定の、案件1と、中間管理権・一括方式の案件1について、計画を妥当なものと認めました。

中島（正）委員 第三事前審査会の、中島副委員長から報告をお願いいたします。

所有権移転の案件1から案件3、貸借権設定の案件2から案件14、中間管理権の案件1から案件2、中間管理権・一括方式の案件2について、計画を妥当なものと認めました。

次に、第四事前審査会の、川澤副委員長から報告をお願いいたします。

所有権移転の案件4から案件5、貸借権設定の案件15から案件17、中間管理権・一括方式の案件3について、計画を妥当と認めました。

議長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。
西本委員	ご意見やご質問がございましたらお願ひいたします。はい、西本委員。 3号議案の④中間管理権設定の一括方式の案件2です。公社とは使用貸借での設定になっております。末端の農家と、賃貸借に値する物納ということになっておりますので、この件については、私は保留といたします。
議長	はい。一括方式の案件2については、覚書つきの案件ですが、了解いたしました。他にご意見、ご質問はありませんか。
委員	(意見・質問なし)
議長	了解いたしました。他にご意見、ご質問はありませんか。 ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
委員	さきほど、棄権された案件以外の、すべての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声あり) すべての案件について、賛成多数のため、計画を妥当なものと決定いたします。
川澤主任	議案外報告を事務局より一括してお願いします。 議案外報告。議案外の案件について、まとめてご報告いたします。 「①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件」についてご報告いたします。 議案書43ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は9件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が1件、秦と五台山にまたがります案件が1件、三里が1件、布師田と大津にまたがります案件が1件、春野が5件となっております。
	届出の内容につきましては、議案書44ページから48ページをご覧ください。 全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。
	続きまして、「②農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書50ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は1件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が1件、となっております。届出の内容につきましては、議案書51ページをご覧ください。
	本案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、「③農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の件」についてご報告いたします。議案書53ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は6件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が1件、旭が1件、三里が1

議長 委員	<p>件、鴨田が 3 件、となっております。届出の内容につきましては、議案書 54 ページから 55 ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>続きまして、「④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件」についてご報告いたします。議案書 57 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 2 件の通知が出されており、地区の内訳は、朝倉が 1 件、布師田が 1 件となっております。通知の内容につきましては、議案書 58 ページをご覧ください。</p> <p>両案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことをご確認いただき、事務局長専決処理により通知を受理しております。</p> <p>なお、案件 2 は、第 3 号議案①所有権移転の案件 2 の説明の際に、ご説明いたしました合意解約です。</p> <p>続きまして、「⑤非農地証明願の件」についてご報告いたします。</p> <p>議案書 60 ページの地区別申請一覧をご覧ください。</p> <p>今月は 14 件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が 1 件、旭が 1 件、初月が 1 件、中央が 2 件、三里が 2 件、大津が 2 件、介良が 1 件、春野が 4 件となっております。</p> <p>証明願の内容につきましては、議案書 61 ページから 64 ページをご覧ください。</p> <p>全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員および事務局にて現地確認をし、何れも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。</p> <p>続きまして、「⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件」についてご報告いたします。</p> <p>議案書 66 ページの地区別申請一覧をご覧ください。今月は 4 件の取下願が出されており、地区の内訳は、三里が 1 件、久重が 1 件、春野が 2 件、となっております。</p> <p>取下願の内容につきましては、議案書 67 ページをご覧ください。</p> <p>なお、案件 3 と案件 4 につきましては、第 1 号議案農地法第 3 条の許可申請の案件 2 と案件 7 の説明の際に、ご説明しました取下の内容となっております。</p> <p>全ての案件につきまして、事務局長専決処理により受理しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいいたします。 (意見・質問なし)</p>
----------	---

議長	ご意見・ご質問がないようすで、議案外の報告を終わります。
事務局連絡 議長 永野次長 竹内係長 大野会長 議長 西本委員	<p>事務局からの連絡がありましたら、お願ひします。 (令和4年度 今後のスケジュール予定)</p> <p>(転用許可申請等の結果について報告)</p> <p>(市議会議員との意見交換会のスケジュール報告)</p> <p>その他の件で、ご意見・ご質問がありましたら、お願ひします。</p> <p>その他の件になりますけど、農地総会での議案の取扱いですが、すでに検討していたおると思いますが、見直しができるようでしたら、次のようなことを提案したいと思います、ひとつよろしくお願ひします。</p> <p>まず農地総会に諮る場合、特に3条の案件については、事前審査会での審議を、大体、総会の2週間前に行っております。その時点で、草刈りをして耕作できる状態に管理ができるなかつたら指導をするわけですが、事務局の方は、総会の当日までに訂正してくださいと言うふうなお願いをしているそうです。せっかく事前審議会で地元の委員とか推進委員が、現地での耕作できる状態になったのを再確認ができずして、総会の当日にできておれば「ここは大丈夫」いうような過程になっておりますが、これは、私はせめて事前審議会の時までに草刈りをして耕作できる状態に管理していただき、総会当日ではなく、審査会の時には事務局が現地写真を添付して「この様になっておりますので問題ありません」と言うような報告で審議するわけです。また推進委員もそういった報告で審議しますが、事務局の方は総会の時に写真を見せて、「現地はこの様にされておりましたので問題はなくなりました」と言う報告でなく、せめて、事前審査会までに草刈りをして耕作できる状態にできないか。あるいは1週間前に「草刈りをして耕作できる状態にできないか。」そのような形での審議ができないかということを、事務サイドの都合や、これは県の意向もあるかも分かりませんが、一度検討していただきたい。</p> <p>なぜならば先ほど言ったように、皆が地元の審査会でせっかく集まり審議しているのに、耕作できない状態である案件を、審議しないといけないということは非常に残念に思います。せめて地元の審査会までには「耕作できる状態にしていただき」、判断をどうするかということで、事前審査会の方に諮るように、処理の仕方を検討していただきたいと思います。</p> <p>ご意見ありがとうございました。事務局及び運営委員会の方で、ちょっと揉ましていただきまして、「このような方針でいたします。」ということをご報告させていただきます。</p>

議長	他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会	
議長	次回の農地総会は、12月7日（水）を予定しております。
閉会	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時30分))
議長	以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 年 月 日

議長 上田博

議事録署名委員 矢野強

議事録署名委員 西村宗洋

議事録作成者 岡本誠一

議長	他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。
委員	(意見・質問なし)
議長	ご意見ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会	
議長	次回の農地総会は、12月7日（水）を予定しております。
閉会	(議長 上田博 挨拶して閉会を宣す。(午後4時30分))
議長	以上で、本日の農地総会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 5 年 9 月 8 日

議長

上田博

議事録署名委員

矢野強

議事録署名委員

西川敏洋

議事録作成者

岡本誠一